大和高田市要介護認定業務一部委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要領

（設置）

第１条　大和高田市要介護認定業務一部委託に係る受託候補者（以下「受託候補者」という。）の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、大和高田市要介護認定業務一部委託事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）　実施要領及び提案仕様書の審議及び策定に関する事項

（２）　プロポーザルに参加させる事業者の資格要件に関する事項

（３）　提案書及びヒアリングの内容の審査及び評価に関する事項

（４）　受託候補者の決定に関する事項

（５）　前各号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し市長が必要と認める事項

（組織）

第３条　委員会は、委員６人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者とする。

（１）　保健部長

（２）　健康増進課長

（３）　保険医療課長

（４）　地域包括ケア推進課長

３　前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、保健部長をもって充てる。

３　副委員長は、地域包括ケア推進課長をもって充てる。

４　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

５　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の３分の２以上が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

５　会議は、非公開とする。

（中立の保持）

第６条　~~委~~員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

（守秘義務）

第７条　委員及び第５条第４項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、保健部介護保険課において処理する。

（委任）

第９条　この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、告示の日から施行する。

（この訓令の失効）

２　この訓令は、令和７年９月３０日限り、その効力を失う。